

補正事項一覧表

1. 教育・保育**■ 0歳家庭のみ**

①< 3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)

【補正条件】3号認定の0歳における現在育休中の人も含まれるため、現在育休中のニーズを除く

■ 3歳～就学前家庭のみ

①< 1号認定> (認定こども園及び幼稚園)

【補正条件】3歳児以降では、ほとんどが、幼稚園、保育園に通っていることから、1号認定の幼稚園の利用希望を100%とする。ただし、実績として、市外の幼稚園に通っている人は38.99%であり、市内のニーズとして算出する際に希望者の38.99%を除き算出する。

②< 2号認定> (幼稚園)

【補正条件】幼稚園の利用実績として、市外の幼稚園に通っている人は38.99%であり、市内のニーズとして算出する際に希望者の38.99%を除き算出する。

2. 時間外保育事業

【補正条件】時間外保育事業については、18時以降のみを時間外保育事業としているため、7時00分より前を追加する。ただし、18時以降の場合、18時までと回答した人を含むため、18時00分を除きニーズを算出する。

3. 放課後児童健全育成事業

【補正条件】放課後児童健全育成事業(学童保育所)については、小学1年生の利用希望を1年生の利用希望とするが、2年生以降については、年度途中の退所が目立ってくるため、実際の申請率を加味しニーズを算出する。

ただし、区域別でニーズを算出する場合、西部地域、北部成木地域、北部小曾木地域については、ひと学年における有効回答数が少ない場合があり、全体と東部地区のニーズ及び、実績をもとに算出する。

4. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

補正なし

5. 地域子育て支援拠点事業

【補正条件】地域子育て支援拠点事業については、定期的な教育・保育事業利用希望者は、日中、幼稚園、保育園等を利用することとなるため、地域子育て支援拠点事業との併用は困難と考えられるため、定期的な保育教育利用希望者を除いたニーズを算出する。

6. 一時預かり他

【補正条件】一時預かり事業については、市外の幼稚園に通っている人は38.99%であり、幼稚園における預かり保育、2号認定による定期的な利用は、市内のニーズとして算出する際に希望者の38.99%を除き算出する。また、日常的に子どもをみてもらえる親族、知人がいる人を除き算出する。

7. 病児病後児保育（病児・病後児）

【補正条件】病児・病後児保育については、日常的子どもをみてもらえる親族、知人がいる人を除き算出する。

8. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

補正なし